

# 第4章 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

来場者：178,501人

## 9 リチウムイオン電池のリユース・リサイクル

将来、ハイブリット車や電気自動車の普及に伴いリチウムイオン電池の大量発生が見込まれるため、本市では、他の自治体に先駆けて、平成23年7月に、産学官によるリチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会を設立し、研究開発から事業化に至るまでの支援を進めてきました。今後は、社会システム構築に向けた検討等、引き続き事業化（次世代資源循環産業拠点の形成等）に向けた取組みを進めていくこととしています。

## 10 ごみの減量化・資源化に関する啓発

### ●施設見学

一般市民や小・中学生を対象に、新門司工場、日明工場、皇后崎工場、日明・本城かんびん資源化センター、プラスチック資源化センターの見学会を実施しています。（平成24年度 施設見学者数 15,764人）

## 11 地産地消の推進

地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の取組を、北九州市でも積極的に推進しています。地産地消により、市内で健全な農林水産業が営まれることは、農地、山林や海を健全な状態で守っていくことになり、また、外国など遠方からの食料輸送に比べると、CO<sub>2</sub>発生などの環境負荷の低減にもつながります。

主な取組として、市内産農林水産物の消費宣伝、学校給食への食材供給、海の幸・山の幸を愛する地産地消サポーター活動などを行っています。



## 第1節 生物多様性を大切にしまちづくり

### 1 「曽根干潟保全・利用計画」の策定と実施

本市では、平成11年3月に「曽根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曽根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成7年度より曽根干潟の環境調査を実施しています。

### 2 北九州市生物多様性戦略の推進

平成22年11月に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を策定しました。「都市と自然との共生」（都市のなかの自然・自然のなかの都市）を基本理念に「5つの目標」と「5つのリーディングプロジェクト」で施策を展開しています。

- ① 多様な自然環境の保全→地域固有の生態系の保全と利用
- ② 市民が育む自然→自然環境に精通した人材の育成
- ③ 身近に自然を感じる都市づくり→響灘・鳥がさえずる緑の回廊による響灘埋立地の緑の創成
- ④ 市民と自然とのふれあいの推進→里地里山の持続的な利用
- ⑤ 自然・生物に関する情報の整備→自然環境調査の実施とデータベースの構築

同戦略は、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」が、進行管理しており、平成24年度には、講演会やエコツアーの開催などの活動に取り組み、約2,000名が参加しました。

### 3 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。本構想は、響灘埋立地に、市民・NPO、団体、事業者、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ります。

#### ●「緑の回廊づくり」（道路沿線緑地の整備）

- ・「響・どんぐり銀行」 どんぐりの種から苗木を育てる仕組みで、平成24年度はどんぐり拾いに小学校6校が参加し、育苗に小学校7校、14事業者、NPO等3団体や市民も参加しました。
- ・「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」（平成17年度～） 国道495号沿道にシイ、カシ、クヌギなど苗の植栽を行うもので、平成24年度までに8回の植樹会が開催され89,000本を植樹しました。平成24年度は響町入口交差点付近に10,000本を植樹し、約1,500名が参加しました。

#### ●「緑の拠点づくり」

##### （拠点となる緑地の整備）

平成17年度に緑地整備の基本計画を策定し、平成24年10月には、「響灘ビオトープ」がオープンして、一般市民を対象に豊かな自然を見て触れて感じてもらうことができるようになりました。



緑に囲まれた工場立地環境づくり

イメージ図

響灘ビオトープ

## 4 環境首都 100 万本植樹プロジェクト

「環境首都 100 万本植樹プロジェクト～(愛称)まちの森」は、環境モデル都市の第 1 号の取組として平成 20 年 10 月にスタートし、“みんなで植えれば 100 万本!”を合言葉に市民・企業等様々な主体が市内各地に植樹を行っています。平成 24 年度(平成 25 年 3 月末時点)は、65,724 本もの苗木が市内各地に植樹されました。



平成 24 年度わたし記念日～記念樹配布事業を実施し、市から希望者に配布された記念樹 4,862 本が、各家庭で植樹された。



市内各地で植樹会が実施された。写真は合馬まちづくり協議会地域振興部会(115 名が参加し、1,500 本が植樹された)。

## 5 自然環境の保全と都市部の緑の創出

近年の急速な環境問題や超高齢少子化を受けて、平成 24 年 2 月に「緑の基本計画」を改定し、新たな視点による緑のまちづくりを進めています。

### (1) 北九州市「緑の基本計画」

「緑の基本計画」は、「環境首都を目指し」、「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を進めていく上で重要な役割を担う緑に関する基本的な考えをとりまとめたものです。この計画は、「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、「環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」「協働」の 4 つの視点に基づき、計画の目標年次を平成 32 年と定めて、緑のまちづくりや公園づくりなどの施策を展開します。

#### ◆計画の目標量

| 項目                 | 目標量 (H32 年度) | 現在の状況 (H24 年度末) | 備考                        |
|--------------------|--------------|-----------------|---------------------------|
| 市街地(市街化区域)の緑の担保    | 市街区域の9.5%    | 市街区域の8.1%       | ①+②+③+⑤/(市街化区域面積)20,435   |
| 特別緑地保全地区の指定        | ① 100ha      | 83.3ha          |                           |
| 工場緑地及び工場等緑化協定      | ② 400ha      | 370.5ha         |                           |
| 緑に親しむ公園や緑地の整備      | 1,660ha      | 1,430.9ha       | ③+④+⑤                     |
|                    | 17.6㎡/人      | 14.8㎡/人         | ③+④+⑤/(25.4.1推計人口)966,976 |
| 都市公園面積             | ③ 1,245ha    | 1,163.9ha       | 一人あたりの公園面積12.04㎡          |
| 自然公園園地等や森林公園面積     | ④ 218ha      | 218.0ha         |                           |
| 港湾緑地面積             | ⑤ 197ha      | 49.0ha          |                           |
| 環境首都 100 万本植樹      | 80 万本        | 41 万本           |                           |
| 地域に役立つ公園づくりワークショップ | 55 地区        | 20 地区           |                           |
| 市民協働による緑化や管理の箇所数   | 2,100 箇所     | 1,971 箇所        |                           |

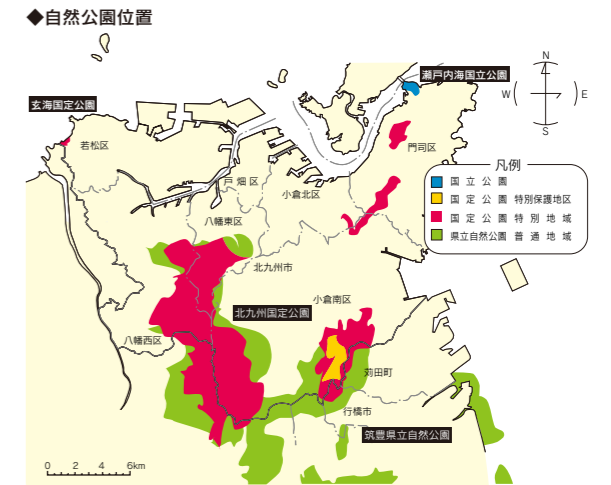
### (2) 緑の保全と活用

自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくるため、風致地区の指定(15 箇所 12,870.7ha)や、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地について、特別緑地保全地区の指定(17 箇所 83.3ha)を行っています。

また、本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園など 8,953ha、市域面積の約 18% の自然公園があります。自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図

ることを目的に指定され、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

平尾台地区は、平成 12 年 5 月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備され、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。



### (3) 緑のネットワークづくり

緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。

#### ●公共用地・民有地の緑化

公園、街路、河川等の公共施設で緑化の充実を図っています。(平成 24 年度約 3.7 万本植樹)

また、「緑地協定」(平成 25 年 3 月 31 日現在、39 地区 緑化面積 179.8ha)や「工場等緑化協定」(平成 25 年 3 月 31 日現在、144 企業、緑化面積約 227.4ha)などの施策を通して地域ぐるみで民有地の緑化を進めています。

#### ●花のまちづくり

平成 5 年度に街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、「北九州市花の総合計画」を策定し、花に関する事業や組織を総合的に体系化し、新たな方向づけを行っています。

その中で、三つのテーマを定め、花いっぱいのまちづくりに欠かすことのできない市民参加を重視した花咲く街かどづくり事業などに取り組んでいます。

また、都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市景観の向上と市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として「北九州市水と緑の基金」を設置し、運用益金をもって、水と緑と花のまちづくり事業を推進しています。

#### ◆「北九州市花の総合計画」の主な事業

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 花を知り、花に親しもう<br>花の普及活動        | ・フラワーバンク制度<br>・花新聞の発行<br>・花情報の発信(インターネットの利用)<br>・市の花みまわりの普及              |
| 花をいっぱい咲かせよう<br>花づくりの実践       | ・花咲く街かどづくり事業<br>・花と緑の車窓景観整備<br>・花の名所づくり<br>・福祉施設と連携した花の街づくり事業            |
| 花の輪を<br>広げよう<br>花づくりの<br>活性化 | ・花咲くまちづくりコンクールの開催<br>・花咲く街かどづくり技術講習会の開催<br>・うえるっちゃ!花壇<br>・フラワーコーディネーター制度 |

#### ◆平成 24 年度 花咲く街かどづくり事業

| 花壇の種類   | 団体数    | 参加人数     | 箇所数 | 植付面積(㎡) |
|---------|--------|----------|-----|---------|
| 市民花壇    | 559 団体 | 15,299 人 | 559 | 43,104  |
| 公共花壇    | —      | —        | 88  | 1,890   |
| パートナー花壇 | 11 団体  | —        | 11  | 321     |
| スポンサー花壇 | 9 社・団体 | —        | 2   | 247     |
| 花壇サポーター | 11 団体  | —        | 11  | 58 (基)  |

### (4) 体系的な公園の整備

平成 24 年度末の都市公園の整備状況は、総数 1,679 箇所、総面積 1,163.9ha(市民一人当たり 12.04㎡)、港湾緑地の整備状況は総数 41 箇所、総面積は 49.0ha です。

●山田緑地の整備 「30 世紀の森づくり」を基本テーマに、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをして整備され、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。

●勝山公園の整備 小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため、「21 世紀の都心のオアシス空間」をテーマに道路や河川、周辺の市街地と一体となった再整備を行いました。

・「市役所南側エリア」：紫川と一体となった面積約 9,000㎡の大芝生広場や水上ステージの整備された紫川一帯のエリア。様々なイベントや、大規模なフリーマーケットが開催されています。

・「中央図書館エリア」：イチョウ並木の主軸道路と、既存の樹木を活かした木陰のある芝生広場のエリア。木陰で読書や語らいができる、静かで文化の香り高い、市民の憩いの場となっています。



## 6 親しみのある河川の整備

### (1) 環境に配慮した河川整備

本市では、河川改修にあたっては、生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりなどに取り組んでいます。紫川では、「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貴船橋から東谷川合流点までの8.3kmを、周辺環境と調和し、ふるさとの薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として福岡県と共同で構想を策定し、整備を行っています。

### (2) 市民参加型の河川整備

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくため、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる市民参加の川づくりに取り組んでいます。紫川では、様々な団体が連携して河川愛護活動の一層の充実を図るため「紫川流域会議」を発足し、紫川の賑わいの創出や自然を活かした川づくりに取り組んでいます。また、板櫃川では、行政区を越えた「板櫃川・梶田川流域会議」を発足して、地域が一体となった清掃活動や環境学習を行う「水辺の楽校プロジェクト」に取り組んでいます。

### (3) ほたるのふるさとづくり

本市では、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホテル愛護団体等を対象に「ほたる出前講演」などの事業を行っています。平成7年には、市民が中心となった全市的な組織である「北九州ほたるの会」が結成され、平成14年には、水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換を行う施設として、「北九州ほたる館」がオープンしました。これらの活動の結果、現在では市内の60以上の河川でホテルが確認されており、ホテルを通じて地域の水辺環境が改善されるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。また、平成24年には台湾と韓国が参加し「国際ほたるシンポジウム」を開催するなど国内外の団体と交流を深めるとともに、世界に向けてホテルに関連した情報発信を行っています。

## 7 臨海部の整備

### (1) 港湾緑地の整備

港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾計画に基づき、緑地を整備しています。

策定期限：平成24年1月の港湾計画改訂 目標年次：平成30年代前半

計画面積：197.4ha（平成24.3.31現在）

概 要：豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや

心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりを踏まえ、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するもの



響灘2号緑地

### (2) 海岸緑地の整備

海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

策定期限：平成15年3月（平成22年3月変更）

対象範囲：福岡県3市3町（北九州市・苅田町・行橋市・椎田町・豊前市・吉富町）大分県6市8町1村〔策定当時〕

総延長：約640km

概 要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進し、海浜公園などの緑地を整備するもの

### (3) 新・海辺のマスタープラン

平成23年5月に本市の海辺が多くの人に利用され、親しまれるよう、目標とする海辺の将来像や取り組み方針を広く市民に示すため、「新・海辺のマスタープラン」を策定しました。

期 間：平成23年度～平成32年度（2020年度） 箇 所：市内全域の水際線と近接する海域及び陸域の一帯

対 象 者：市民だけでなく、広く国内外からの来訪者も含める

目 標：利用できる海辺を増やす、親しまれる度合いを高める

基本方針：場の提供、機会の提供、情報の提供、環境を守る

## 8 里地里山の保全と利用

### ●森林

本市の森林面積は18,701haで市域の4割を占め、林業生産活動、水資源のかん養、国土の保全などのほか、市民の森林レクリエーションの場としても利用されています。この森林を健全に育成するため、「私有林の間伐等」、「市営林の適正な管理」、「林道の整備」などを行っています。

### ●農地

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的な機能を持っており、優良農地を保全していくことが必要です。農業上の利用を確保すべき土地として、1,415haの農用地区域を指定し、優良農地を確保しています。

## 9 自然とのふれあい講座の開催

市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー（自然環境講座）を開催しています。平成24年度は、市民団体と協働で実施した響灘ビオトープエコツアー、カプトガニ産卵観察会等が開催されました。



カプトガニの幼生を観察する参加者

## 第2節 安心して暮らせる快適なまちづくり

### 1 北九州市公害防止条例

本市では法を補完し、地域の実情にあった公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定しました。また、公害防止条例に基づいて新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。

（現在の締結件数は87件）

### 2 公害防止計画

公害防止計画は、公害が著しく、公害防止施策を総合的に講じる必要がある地域等について、都道府県知事はその施策を定めるものです。本市では、昭和47年度と同計画の策定を受け、施策を講じてきた結果、地域の環境質は大きく改善されました。しかし、周防灘の水質汚濁など対処すべき課題も残っており、平成23年度に平成32年度を目標とする第8期公害防止計画が策定されました。

### 3 大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう、二酸化窒素などの物質を14箇所の一般環境大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。また、平成23年度から、一般環境大気測定局の北九州観測局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始しました。環境基準が設定されている11項目のうち、平成24年度は、多くの項目が環境基準に適合していましたが、大陸からの越境大気汚染の影響により、光化学オキシダント及び微小粒子状物質が全測定局で環境基準に不適合でした。本市における大気汚染の常時監視体制は、市全域に配置された測定局（一般環境大気測定局14箇所、自動車排出ガス測定局5箇所、気象観測所2箇所）と公害監視センターをテレメーターで結ぶシステムを採用しています。



●測定結果

- 二酸化いおう等 3 物質  
二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素は、観測した全ての測定局で環境基準に適合していました。  
〔二酸化いおうは一般環境大気測定局（14 局）、二酸化窒素は全ての一般環境大気測定局（14 局）及び自動車排出ガス測定局（5 局）、一酸化炭素は一般環境大気測定局（1 局）及び自動車排出ガス測定局（5 局）で測定〕
- 光化学オキシダント  
全ての一般環境大気測定局（14 局）で測定を行い、全測定局とも不適合でした。
- 浮遊粒子状物質  
全ての一般環境大気測定局（14 局）及び自動車排出ガス測定局（5 局）で測定を行い、1 局を除いて適合していました。
- 微小粒子状物質  
平成 23 年度から新たに測定を開始した項目で、平成 24 年度は、一般環境大気測定局（2 局）と自動車排出ガス測定局（1 局）で測定を行い、環境基準については不適合となりました。
- ベンゼン等 4 物質  
一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の 4 局で測定を行い、全ての測定局で環境基準に適合していました。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等 6 物質）

| 区分                 | 項目        | 平成 20 年度    |            | 平成 21 年度    |            | 平成 22 年度    |            | 平成 23 年度    |            | 平成 24 年度    |            |
|--------------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                    |           | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) |
| 一般環境<br>大気<br>測定局  | 二酸化いおう    | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        |
|                    | 二酸化窒素     | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        |
|                    | 一酸化炭素     | 1 / 1       | 100        | 1 / 1       | 100        | 1 / 1       | 100        | 1 / 1       | 100        | 1 / 1       | 100        |
|                    | 浮遊粒子状物質   | 14 / 14     | 100        | 14 / 14     | 100        | 3 / 14      | 21         | 0 / 14      | 0          | 13 / 14     | 93         |
|                    | 光化学オキシダント | 0 / 14      | 0          | 0 / 14      | 0          | 0 / 14      | 0          | 0 / 14      | 0          | 0 / 14      | 0          |
| 自動車<br>排出ガス<br>測定局 | 微小粒子状物質   | —           | —          | —           | —          | —           | —          | 0 / 1       | 0          | 0 / 2       | 0          |
|                    | 二酸化窒素     | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        |
|                    | 一酸化炭素     | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        |
|                    | 浮遊粒子状物質   | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 0 / 5       | 0          | 0 / 5       | 0          | 5 / 5       | 100        |
|                    | 微小粒子状物質   | —           | —          | —           | —          | —           | —          | —           | —          | 0 / 1       | 0          |

(注) \* 適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。  
\* 微小粒子状物質は、平成 23 年度から測定開始。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等 4 物質）

| 項目         | 平成 20 年度    |            | 平成 21 年度    |            | 平成 22 年度    |            | 平成 23 年度    |            | 平成 24 年度    |            |
|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|            | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) | 適合局<br>測定局数 | 適合率<br>(%) |
| ベンゼン       | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        |
| トリクロロエチレン  | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        |
| テトラクロロエチレン | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        |
| ジクロロメタン    | 5 / 5       | 100        | 5 / 5       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        | 4 / 4       | 100        |

(注) 測定局は一般環境大気測定局 3 局（北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局）及び自動車排出ガス測定局 1 局（西本町測定所）の計 4 局。  
平成 18 年度から 21 年度まで、上記 4 局に自動車排出ガス測定局の門司測定所を加えた計 5 局で測定を行った。

●緊急時の措置

平成 24 年度は光化学オキシダントに関する「注意報」の発令はありませんでした。  
微小粒子状物質については、平成 25 年 3 月より、国の暫定指針に基づき、濃度が 1 日平均 70 μg / m<sup>3</sup> を超えることが予想されるとき、福岡県が「注意喚起」を行うこととなりましたが、平成 24 年度は、注意喚起が必要な濃度となることはありませんでした。

●発生源対策

ばい煙及び粉じんの排出に関する規制等を定めた大気汚染防止法や北九州市公害防止条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚染物質に関する規制・指導を実施しています。

◆平成 24 年度立入検査の実施状況

| 届出内容等検査   | 種 別                     | 工場・事業場数         | 施設数 |     |
|-----------|-------------------------|-----------------|-----|-----|
|           |                         | ばい煙発生施設         | 156 | 820 |
| 大気汚染防止法   | 一般粉じん発生施設               | 37              | 515 |     |
|           | 特定粉じん作業（養生確認）           | 14              |     |     |
|           | 揮発性有機化合物排出施設            | 7               | 17  |     |
|           | 北九州市公害防止条例（ばい煙）         | 11              | 38  |     |
|           | ダイオキシン類対策特別措置法          | 7               | 10  |     |
|           | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 81              |     |     |
| 煙道排ガス等測定  | 大気汚染防止法                 | 燃料中の硫黄分         | 14  | 15  |
|           |                         | 窒素酸化物           | 13  | 18  |
|           |                         | 硫黄酸化物           | 9   | 14  |
|           |                         | ばいじん            | 8   | 9   |
|           |                         | 有害物質            | 6   | 6   |
|           |                         | 特定粉じん作業         | 8   |     |
|           | ダイオキシン類対策特別措置法          | 8               | 9   |     |
| 苦情その他立入検査 | 大気汚染防止法                 | ばい煙発生施設         | 10  | 21  |
|           |                         | 一般粉じん発生施設       | 5   | 29  |
|           |                         | 特定粉じん作業         | 0   |     |
|           |                         | 揮発性有機化合物排出施設    | 1   | 1   |
|           |                         | 北九州市公害防止条例（ばい煙） | 0   | 0   |
|           | ダイオキシン類対策特別措置法          | 1               | 2   |     |
|           | その他                     | 3               |     |     |
|           | 行政指導件数                  | 6               | 6   |     |

4 水環境の保全

(1) 水環境の現況

本市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。

●河 川（環境基準点：27 地点）

健康項目は、海水の影響を受け基準を超過したほう素及びふっ素を除き、カドミウム、全シアン等の 25 項目について、全環境基準点で環境基準に適合していました。また、生活環境項目の BOD は、全環境基準点において環境基準に適合していました。要監視項目は、海水由来によりウランが 8 地点で指針値を超過しました。

●湖 沼（環境基準点：ます淵ダム）

健康項目のカドミウム等 27 項目や生活環境項目の COD や全燐は、環境基準に適合していました。また、要監視項目は、すべて指針値以下でした。

●海 域（環境基準点：7 地点）

健康項目は、25 項目について全環境基準点で環境基準に適合していました。生活環境項目の COD は、S-1 を除く環境基準点で、全窒素及び全燐は、全海域で環境基準に適合していました。S-1（周防灘）については、閉鎖性水域である瀬戸



内海の一部であり、植物プランクトンの増殖や底泥の巻き上げがCOD増加の一因と考えられます。要監視項目は、ウランが全測定地点で指針値を超過しましたが、海水中の天然ウランの濃度と同程度でした。

●地下水

概況調査を20井戸で実施した結果、全ての井戸で環境基準に適合していました。汚染井戸周辺地区調査を7井戸で実施した結果、5井戸で環境基準を超過しました。継続監視調査では、21井戸を調査した結果、四塩化炭素やヒ素などが延べ18井戸で環境基準を超過しました。基準を超過した井戸の所有者には飲用しないよう指導を行っています。

●水質汚濁防止対策

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定事業場からの排水について規制を行っています。洞海湾や周防灘等を含む瀬戸内海など、環境基準を達成することが困難な水域においては、規制強化の措置として、福岡県条例により上乗せ排水基準が定められています。

(2) 水環境の保全

●下水道の整備

本市の下水道普及率は平成17年度に99.8%に達しました。現在、処理施設として、5浄化センターが稼働しており、全浄化センターで1日あたり約40万m<sup>3</sup>の汚水を処理しています。

●水質管理

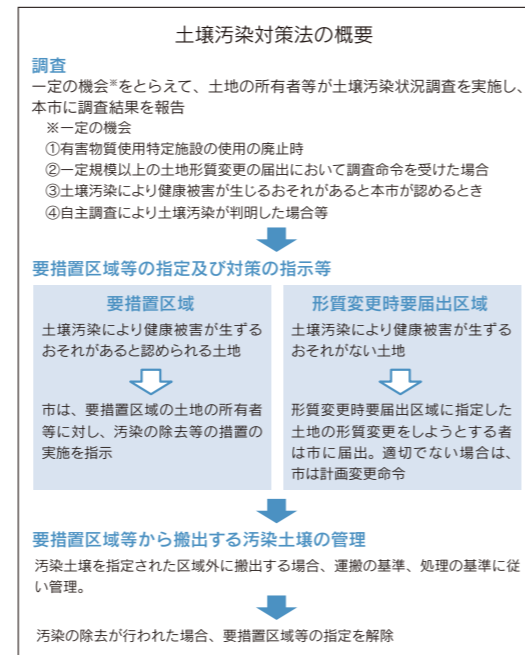
下水道の普及とともに、河川や海の水質は向上しており、浄化センターは水質保全の上で非常に大きい役割を果たしています。平成24年度の各浄化センターにおける水処理は良好で、放流水は全て法に基づく排水基準に適合していました。

5 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。土壌の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者が調査を行い、土壌汚染による人への健康被害のおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。

平成22年4月1日に施行された改正土壌汚染対策法では、3,000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出や汚染土壌処理業の許可制度等が新たに整備されました。

平成25年3月31日現在、本市における形質変更時届出区域は15件、要措置区域は0件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は3件です。



6 騒音・振動対策

騒音・振動に関する公害問題は、近年の住宅過密化や、生活様式の多様化に伴い、対象が工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などに広がっています。

(1) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、基準値を超える騒音にはく露される住居等の戸数やその割合を把握する面的評価により、平成23年度から平成27年度までの5年計画で市内主要道路215区間（総延長約520km）の環境測定を行います。平成24年度は、87区間（総延長約228km）について環境基準の適合状況を評価した結果、評価対象となる全住居戸数41,338戸のうち、40,306戸（97.5%）が昼夜ともに環境基準に適合していました。評価結果については、道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少対策について要請しています。

◆平成24年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

|        |          | 昼間適合     | 夜間適合  | 昼夜ともに適合  | 昼夜ともに不適合 | 対象戸数   |          |        |
|--------|----------|----------|-------|----------|----------|--------|----------|--------|
|        |          | 環境基準適合戸数 | 適合率   | 環境基準適合戸数 | 適合率      |        | 環境基準適合戸数 | 適合率    |
| 近接空間   | 環境基準適合戸数 | 16,783   | 97.5% | 16,660   | 96.8%    | 16,445 | 95.6%    | 17,206 |
|        | 適合率      |          |       |          |          | 208    | 1.2%     |        |
| 非近接空間  | 環境基準適合戸数 | 23,975   | 99.3% | 23,929   | 99.2%    | 23,861 | 98.9%    | 24,132 |
|        | 適合率      |          |       |          |          | 89     | 0.4%     |        |
| 評価範囲全体 | 環境基準適合戸数 | 40,758   | 98.6% | 40,589   | 98.2%    | 40,306 | 97.5%    | 41,338 |
|        | 適合率      |          |       |          |          | 297    | 0.7%     |        |

(注) 環境基準：昼間(6~22時)70dB以下、夜間(22~6時)65dB以下  
近接空間：道路端から0~20m(2車線以下は0~15m) 非近接空間：道路端から20~50m(2車線以下は15~50m)

(2) 新幹線鉄道の騒音・振動

騒音については、測定を実施した5地区19地点のうち9地点で環境基準に適合し、10地点で不適合、振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。本市では、調査結果を西日本旅客鉄道株式会社に通知し、環境基準を超える地域について一層の騒音低減対策を要請しています。

◆平成24年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

| 地区番号 | 地区名  | 場所          | 軌道構造 | 測定日       | 騒音(デシベル) |      |     |       |     |     | 振動(デシベル) |      | 列車速度(km/h) |      |       |
|------|------|-------------|------|-----------|----------|------|-----|-------|-----|-----|----------|------|------------|------|-------|
|      |      |             |      |           | 環境基準     | 測定値  |     |       |     |     | 指針値      | 測定値  |            |      |       |
|      |      |             |      |           |          | 地域類型 | 基準値 | 12.5m | 25m | 50m |          | 100m |            | 200m | 12.5m |
| ①    | 富野   | 小倉北区上富野一丁目  | 高架   | H24.11.7  | I        | 70   | △71 | 67    | 60  | -   | -        | 70   | 43         | 41   | 110   |
| ②    | 日明   | 小倉北区平松町     | 高架   | H24.11.9  | II       | 75   | 69  | 67    | 62  | -   | -        | 70   | 52         | 51   | 133   |
| ③    | 小嶺   | 八幡西区小嶺三丁目   | 盛土   | H24.11.12 | I        | 70   | △75 | △74   | △72 | 68  | -        | 70   | 60         | 51   | 271   |
| ④    | 茶屋の原 | 八幡西区茶屋の原四丁目 | 盛土   | H24.11.30 | I        | 70   | △73 | △72   | △71 | 65  | -        | 70   | 56         | 53   | 286   |
| ⑤    | 楠橋   | 八幡西区大字楠橋    | 盛土   | H24.12.4  | I        | 70   | △73 | △74   | △74 | 70  | 58       | 70   | 59         | 58   | 280   |

△騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

(3) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の12カ所の測定地点のうち、平成24年度に測定した6地点全てで環境基準に適合していました。調査結果を芦屋基地に通知するとともに、防衛省への第一種区域の拡大、環境省への評価方法の再検討を引き続き要望していきます。

◆平成24年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

| 地点番号 | 測定地点         | 防衛施設周辺の区域指定 | 地域類型 | 環境基準基準値 [WECPNL] | 測定値 [WECPNL] | ピークレベル平均 [dB] | 一日平均騒音識別回数 | 評価期間                |                 |
|------|--------------|-------------|------|------------------|--------------|---------------|------------|---------------------|-----------------|
| (1)  | 若松区高須西二丁目    | 民間住宅        | I    | 70               | 66           | 75            | 48.9       | H23.4.20 ~ 6.28     |                 |
| 2    | 八幡西区三ツ頭二丁目   | 交通局向田営業所    | II   | 75               | 62           | 75            | 27.0       | H24.5.23 ~ 7.31     |                 |
| 3    | 八幡西区浅川日の峯二丁目 | 浅川児童館       | I    | 70               | 66           | 79            | 27.4       | 通年                  |                 |
| (4)  | 八幡西区三ツ頭一丁目   | 民間住宅        | 第一種  | I                | 70           | 62            | 76         | 19.4                | H23.4.11 ~ 6.19 |
| 5    | 八幡西区浅川台三丁目   | 水洗公園        | 第一種  | II               | 75           | 70            | 83         | 27.5                | H25.1.7 ~ 3.17  |
| (6)  | 八幡西区日吉台一丁目   | 折尾西市民センター   | II   | 75               | 65           | 79            | 18.9       | H24.1.19 ~ 3.28     |                 |
| (7)  | 八幡西区自由ヶ丘     | 九州共立大学      | I    | 70               | 67           | 78            | 37.9       | H23.7.5 ~ 9.12      |                 |
| 8    | 八幡西区日吉台一丁目   | 民間住宅        | I    | 70               | 65           | 79            | 21.2       | H24.11.2 ~ 25.1.10  |                 |
| (9)  | 八幡西区浅川学園台二丁目 | 浅川中学校       | II   | 75               | 66           | 79            | 28.5       | H23.11.15 ~ 24.1.23 |                 |
| 10   | 若松区高須東四丁目    | 高須小学校       | I    | 70               | 67           | 77            | 44.0       | H24.7.27 ~ 10.4     |                 |
| (11) | 若松区青葉山西三丁目   | 青葉小学校       | I    | 70               | 62           | 74            | 24.2       | H23.7.29 ~ 10.6     |                 |
| 12   | 若松区東二島五丁目    | 二島小学校       | I    | 70               | 59           | 75            | 11.5       | H24.8.20 ~ 10.28    |                 |

・通年測定 1地点(地点番号3)  
・短期測定 11地点(2グループに分けて隔年測定。地点番号のカッコ数字は、H24年度の測定を行ってならず、前年度の値を記載。)

## 7 化学物質対策

### (1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であり、その環境汚染を防止するために平成12年からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。

平成24年度に大気、公共用水域（河川・海域）、地下水、底質、土壌の調査を行った結果、すべての測定地点で環境基準に適合していました。また、市の一般廃棄物焼却工場3工場の排出ガス、ばいじんなどを対象に測定を実施し、全工場で判定基準に適合していました。また、工場・事業場の立入検査を実施しました。

### (2) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

本市では、環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）について、山田緑地での過剰肢ガエルの発見を機に平成10年度から5年間、市独自の調査研究を行いました。平成25年3月には、調査終了から約10年が経過することから、水質などを再調査しましたが、問題はありませんでした。

また、国が公表したSPEED'98において魚類への影響が確認された3物質について、公共用水域における存在実態を把握する調査を行っており、平成24年度調査では、全測定地点において国が示した予測無影響濃度未満でした。

#### ◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| 事業主体                     | 日本環境安全事業株式会社  |   |
| 施設立地場所                   | 北九州市若松区響町 1-62-24                                   |   |
| 処理対象物                    | 岡山県以西 17 県の PCB 廃棄物                                 |   |
|                          | 第1期施設<br>H16.12 操業開始<br>H21.6 処理能力増強                | 第2期施設<br>H21.7 操業開始<br>H24.1 処理能力増強   |
| ①処理対象物<br>②処理方式<br>③処理能力 | ①【トランス】<br>【コンデンサ】<br>② 脱塩素化分解法<br>③ 1.0t/日(PCB分解量) | ①【コンデンサ】<br>② 脱塩素化分解法<br>③ 0.5t/日(PCB分解量)                                     |
|                          |   | ①【PCB 汚染物等】<br>・安定器<br>・感圧複写紙<br>・汚泥 等<br>② プラズマ溶融分解法<br>③ 10.4t/日(PCB 汚染物重量) |
| 今後の予定                    | H27.3 処理完了  | H27.3 処理完了  |

### (3) PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

平成14年度から法律に基づいたPRTRの届出が行われており、北九州市における平成24年度の届出（平成23年度の排出量・移動量を報告）は246件で、環境への排出量が1,200トン（全国排出量の0.7%）、事業所外への移動量が12,017トン（全国移動量の5.3%）でした。

### (4) PCB 処理事業

平成13年に「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定などが行われ、PCBの適正処理にかかる制度が整えられました。本市は、国からの要請を受け、PCB 処理施設の立地を受け入れ、平成16年12月より処理を開始しました。

平成24年度にPCB 廃棄物処理施設の排出ガス、公共下水道排水及び雨水排水について、PCB・ダイオキシン類の測定を行った結果、排出基準等に適合していました。また、周辺の大気、水質（周辺海域）、底質及び土壌についても測定を行った結果、すべての測定地点で環境基準等に適合していました。

## 8 悪臭対策

本市では、住宅地が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

本市の平成24年度の苦情件数は、平成23年度と比べて8件増加しており、悪臭の原因が店舗や家庭などの都市・生活型に分類される苦情は、悪臭苦情全体の53%を占める38件でした。

本市では、悪臭防止法の施行を受け、市内全域を規制地域に指定するとともに、厳しい規制基準を設定し、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、平成24年度は全て基準に適合していました。

#### ◆悪臭に係る苦情件数の推移

|        |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 年度     | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 苦情件数   | 183 | 192 | 165 | 195 | 123 | 124 | 88 | 80 | 64 | 72 |
| 行政指導件数 | 0   | 1   | 2   | 2   | 0   | 2   | 0  | 0  | 1  | 0  |

#### ◆平成24年度 悪臭測定実施状況

| 発生源業種    | 工場・事業場数 |
|----------|---------|
| 廃棄物処理事業場 | 4       |
| 肥料・飼料工場  | 2       |
| 製缶工場     | 1       |
| 化学工場     | 1       |
| 計        | 8       |

## 9 環境科学研究所における検査・研究

### ●保健衛生部門

市内で流通している食品や学校給食の食材などの食品添加物や残留農薬、特定アレルギー物質などの検査や調査、貝毒やかび毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査を行っています。

また、食中毒発生時の原因究明のための検査や感染症の流行状況を把握するための病原体検査、中でも、新型インフルエンザ、エイズ、O157、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で正確な検査を行っています。

### ●環境科学部門

工場や自動車等から排出される有害大気汚染物質の環境調査や悪臭物質の検査、市民からの苦情や事故時の原因調査、光化学スモッグ発生原因に関する調査・研究、有害化学物質の環境調査などを行っています。

### ●国際貢献

（独）国際協力機構（JICA）や（公財）北九州国際技術協力協会（KITA）に協力して、開発途上国などからの研修生に対し、大気、水質、保健衛生のモニタリング研修を行っています。

#### ◆環境科学研究所の検査件数

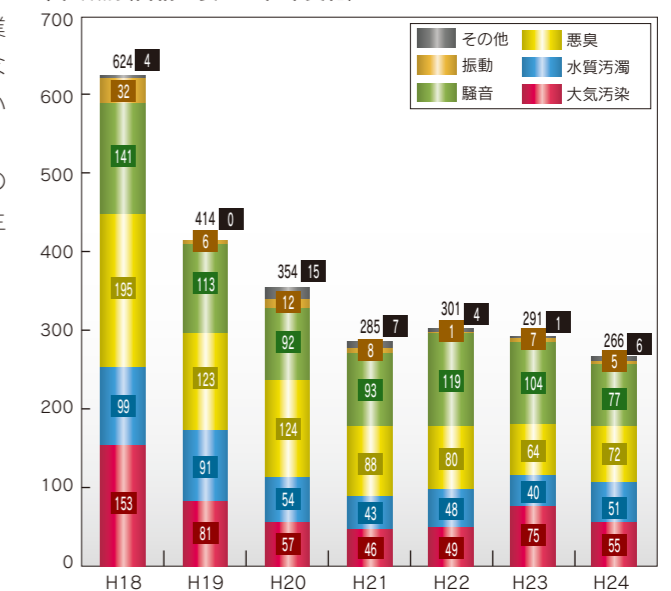
|        | 調査研究  | 依頼検査  | 合計    |
|--------|-------|-------|-------|
| 平成21年度 | 1,223 | 4,374 | 5,597 |
| 平成22年度 | 861   | 3,754 | 4,615 |
| 平成23年度 | 516   | 4,112 | 4,628 |
| 平成24年度 | 347   | 3,692 | 4,039 |

## 10 公害に関する苦情・要望

平成24年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は266件です。産業公害の沈静化とともに住宅・商業地域などにおける市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水などの都市・生活型の苦情は145件で全体の55%を占めています。

市民からの苦情・要望の申し立てがあった場合、当事者への事情聴取や現地調査を行い、法律・条例違反がある場合に発生源に対して、施設や作業方法の改善などを指導しています。

#### ◆種類別（苦情・要望の経年変化）





## 11 公害健康被害の補償と予防

### (1) 背景

- 昭和46年11月「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請
- 昭和48年2月洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48k㎡が地域指定となり医療費等の給付が開始
- 昭和48年10月「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定
- 昭和49年8月法の指定地域に隣接する5.9k㎡を救済措置要綱の指定地域として市独自に設定
- 昭和49年9月「公害健康被害補償法」が施行、施行にあわせて救済措置要綱の全面改訂補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業の開始
- 昭和62年9月補償法が「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正
- 昭和63年3月第一種指定地域の指定解除、補償要綱に基づく指定地域を解除

### (2) これまでの取組など

- 既認定患者への補償給付と公害保健福祉事業の実施 転地療養事業、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業など
- 地域住民を対象とした健康被害予防事業の実施 健康相談事業、サマーキャンプ、水泳教室など
- 北九州市公害健康被害認定審査会の設置 平成24年度：12回開催

#### ◆年齢別疾病別被認定者数（法）

（平成25年3月末現在）

| 年齢別<br>（歳） | 総数  |     |     | 構成比    | 慢性気管支炎 |    |    | 気管支ぜん息 |     |     | ぜん息性気管支炎 |   |   | 肺気腫 |   |   |
|------------|-----|-----|-----|--------|--------|----|----|--------|-----|-----|----------|---|---|-----|---|---|
|            | 男   | 女   | 計   |        | 男      | 女  | 計  | 男      | 女   | 計   | 男        | 女 | 計 | 男   | 女 | 計 |
| 0～14       | 0   | 0   | 0   | 0.00   | 0      | 0  | 0  | 0      | 0   | 0   | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 15～39      | 181 | 132 | 313 | 34.97  | 0      | 0  | 0  | 181    | 132 | 313 | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 40～59      | 133 | 115 | 248 | 27.71  | 0      | 0  | 0  | 133    | 115 | 248 | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 60～64      | 20  | 32  | 52  | 5.81   | 0      | 0  | 0  | 20     | 32  | 52  | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 65～        | 99  | 183 | 282 | 31.51  | 4      | 16 | 20 | 95     | 167 | 262 | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 計          | 433 | 462 | 895 | 100.00 | 4      | 16 | 20 | 429    | 446 | 875 | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |

#### ◆年齢別疾病別被認定者数（要綱）

（平成25年3月末現在）

| 年齢別<br>（歳） | 総数 |    |    | 構成比    | 慢性気管支炎 |   |   | 気管支ぜん息 |    |    | ぜん息性気管支炎 |   |   | 肺気腫 |   |   |
|------------|----|----|----|--------|--------|---|---|--------|----|----|----------|---|---|-----|---|---|
|            | 男  | 女  | 計  |        | 男      | 女 | 計 | 男      | 女  | 計  | 男        | 女 | 計 | 男   | 女 | 計 |
| 0～14       | 0  | 0  | 0  | 0.00   | 0      | 0 | 0 | 0      | 0  | 0  | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 15～39      | 26 | 17 | 43 | 58.11  | 0      | 0 | 0 | 26     | 17 | 43 | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 40～59      | 6  | 2  | 8  | 10.81  | 0      | 0 | 0 | 6      | 2  | 8  | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 60～64      | 2  | 1  | 3  | 4.05   | 0      | 0 | 0 | 2      | 1  | 3  | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 65～        | 9  | 11 | 20 | 27.03  | 0      | 0 | 0 | 9      | 11 | 20 | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |
| 計          | 43 | 31 | 74 | 100.00 | 0      | 0 | 0 | 43     | 31 | 74 | 0        | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 |

## 第3節 都市の資産（たから）を活かしたまちづくり

### 1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

#### ● “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日を「クリーン北九州 “まち美化キャンペーン”」として、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行っています。各区に会場を設け、市民、企業、行政が協力・連携し、大規模なまち美化清掃を実施しました。（平成24年度 参加人数：30,641人、収集量104.4t）



#### ● 「市民いっせいまち美化の日」

10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」と定め、10月の第一日を「市民いっせいまち美化の日」として、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。（平成24年度 参加人数91,551人、収集量245.1t）

#### ● “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する39団体で構成され、「5分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。

#### ● その他の啓発活動

「まち美化推進員」は、「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき選任され、地域のまち美化を牽引する役割を担います。（平成25年3月31日現在 140人）また、市のイメージアップ等の観点から特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定（11ヶ所）する他、道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布するなど活動の支援を行うなどしています。



まち美化ボランティア袋

### 2 市民との協働による景観づくり

本市では、これからの景観施策のあり方を示す「北九州市景観づくりマスタープラン」を作成して、地域景観資源の発見・活用や地域主体の景観形成の取組に対し、積極的に支援すると共に、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進しています。

景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが必要です。

### 3 歴史的建造物の保存と活用

文化財の保存や観光拠点の整備などの取組みと連携し、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町などの歴史的な街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなどの建造物の適切な保全とこれらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

八幡西区木屋瀬地区においては、建造物等の修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



八幡西区木屋瀬地区

### 4 モラル・マナーアップの推進

本市では、迷惑行為のない快適な生活環境を確保するため、平成20年4月にモラル・マナーアップ関連条例を施行しました。「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に指定し巡視活動を行い、4つの迷惑行為（ごみのポイ捨て、路上喫煙、飼い犬のふんの放置、落書き）に対し罰則（過料1,000円）を適用しています。

重点地区以外の地域においては、「迷惑行為防止活動推進地区」（門司港レトロ地区、若松南海岸地区、下曽根駅前南側大通り地区、八幡駅前地区、戸畑駅前浅生地区）をはじめとして、市内一円でボランティア団体による迷惑行為防止のための啓発活動に取り組んでいます。

また、迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため平成 23 年 2 月に「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定しました。



## 第 4 節 開発事業における環境配慮の推進

### 1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設などを行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

本市は、昭和 62 年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、事業の実施に係る環境アセスメントを進めてきましたが、平成 9 年の環境影響評価法の成立を踏まえ、平成 10 年 3 月に「北九州市環境影響評価条例」を制定しました。さらに、平成 23 年 4 月の法改正による制度拡充に伴い、平成 25 年 3 月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続き等を導入しました。平成 24 年度末までに、方法書 15 件及び準備書 14 件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

### 2 北九州市環境配慮指針

市民の環境保全意識の高まる中、開発事業には、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・町並みの状況等に応じ、適切な環境保全への配慮が求められています。このため、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行う際の手引となる「北九州市環境配慮指針」を、平成 18 年 9 月に策定しました。

この指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、そのうち、市が実施する開発事業については、本指針を活用した環境配慮チェック制度を平成 19 年 4 月より導入しています。

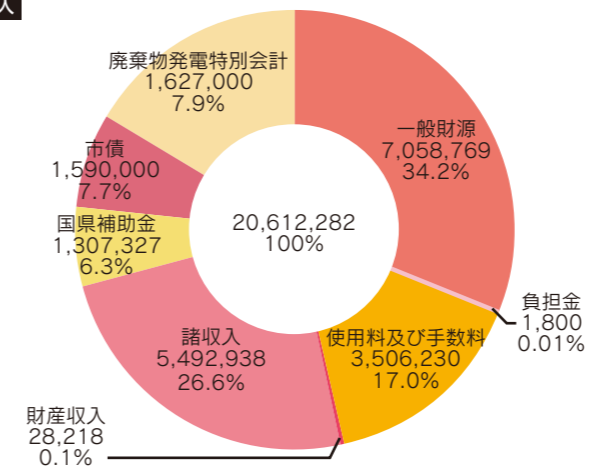
### 3 自然環境アドバイザー制度

「北九州市環境配慮指針」の活用にあたり、特に専門的な知見が必要となる自然環境の保全対策に関して、この分野の専門家に対して、効率的に助言を求める制度です。平成 19 年度に制度の試行を開始し、これまでに 2 件の公共工事を自然環境アドバイザーからの助言を受けて行いました。

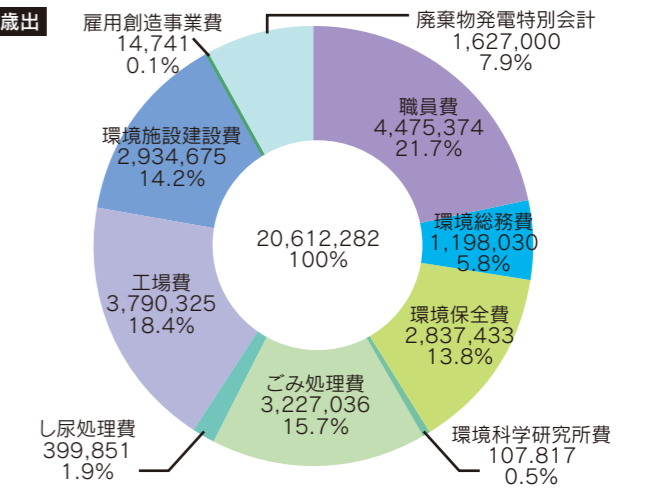
■平成 25 年度当初予算額 (単位: 千円)

#### a. 一般会計 + 特別会計

歳入

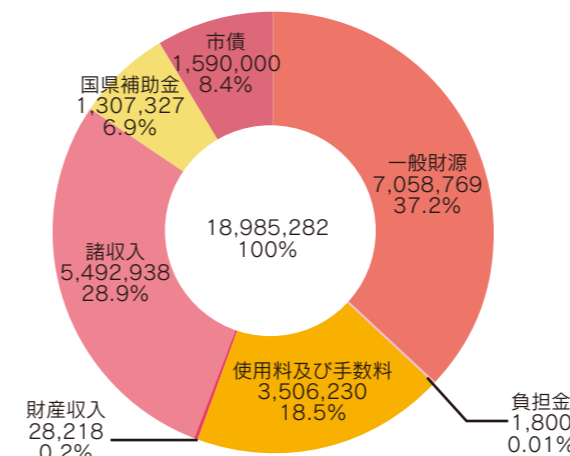


歳出

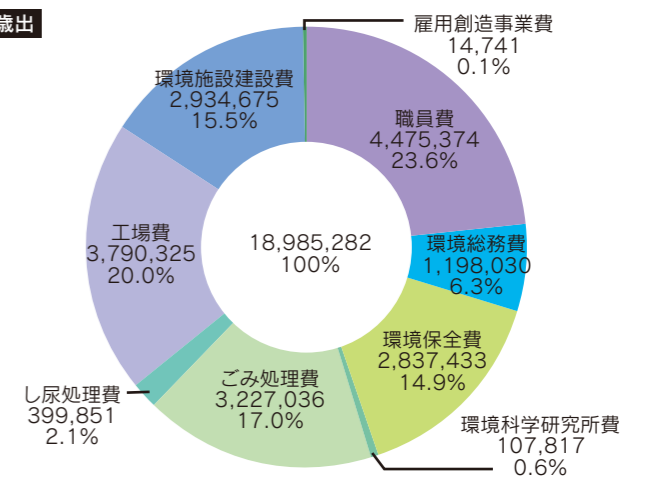


#### b. 一般会計

歳入

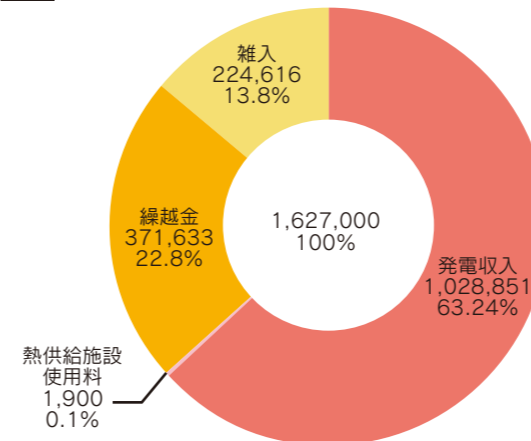


歳出

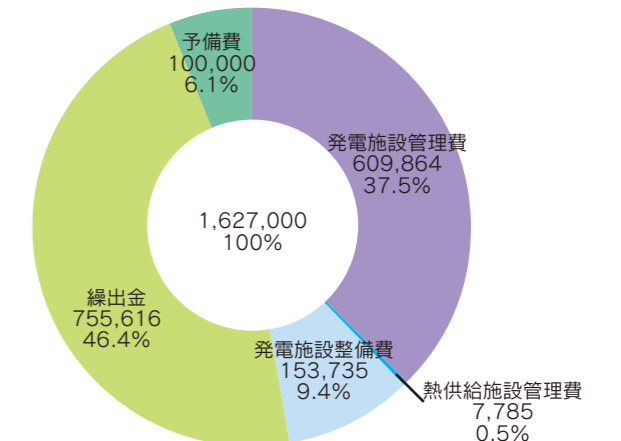


#### c. 特別会計

歳入



歳出



特別会計：特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から収支経理を分離して別に会計を行うものを指す。